

ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症(子宮頸がん)予防接種について

下記対象者へ予診票等を同封した個別通知を行います。
同封のHPVワクチン等に関するリーフレット等をご確認いただき、ワクチン接種の有効性やリスク等を十分にご理解いただいた上で、希望される場合は、医療機関へご相談、ご予約のうえ接種してください。

●定期接種について

- ◎令和4年度対象者:中学1年生から高校1年生年齢相当(平成18年4月2日～平成22年4月1日生まれの女子)
※HPVワクチンは小学6年生から接種可能です。
小学6年生で接種を希望される方は、予診票をお送りしますので、国保・健康課へお問い合わせください。
- ◎接種回数:3回
- ◎接種方法:2種類のワクチンから選択し、3回とも同一ワクチンでの接種となります。

サーバリックス (2価)	1回目の接種から1か月の間隔をあけて2回目を接種し、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種する。
ガーダシル (4価)	1回目の接種から2か月の間隔をあけて2回目を接種し、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種する。

●キャッチアップ接種について

積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から接種の機会が設けられています。

※子宮頸がんは、ワクチンだけでは、100%予防することはできません。20歳以上の女性の方は、子宮がん検診も受けるようにしましょう。

- ◎対象者:平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性

※対象の方へは、予診票を同封した個別通知を4月中に送付しています。

- ◎実施期間:令和4年4月～令和7年3月(3年間)

●償還払いについて

平成9年度生まれ～平成16年度生まれの女性で、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルスワクチンを国内で自費で受けた方は、かかった費用のうち規定の額を払い戻すことができますので、国保・健康課へお問い合わせください。

- ◎償還額:接種1回の上限額16,190円

※償還払いの申請日に属する年度における、さぬき市が定めるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の委託料の額を上限とします。

- ◎償還払期間:令和4年4月から令和7年3月までの3年間

【問】国保・健康課(健康係) ☎(0879)26-9908

街角の年金相談センターの年金相談(予約制)

6月21日(火)10:00～15:00 市役所本庁203会議室
基礎年金番号がわかるもの、印鑑等をお持ちください。
(代理人の場合は委任状が必要となる場合があります)

- *事前に下記までご連絡ください。
- *感染症の状況により、中止となる場合があります。

【問】街角の年金相談センター高松オフィス
☎(087)811-6020

年金事務所の出張年金相談(予約制)

5月26日(木)10:00～15:00 寒川庁舎1階101会議室
6月28日(火)10:00～15:00 長尾公民館2階研修室
基礎年金番号がわかるもの、印鑑等をお持ちください。
(代理人の場合は委任状が必要となる場合があります)

- *事前に下記までご連絡ください。
- *感染症の状況により、中止となる場合があります。

【問・申】高松東年金事務所お客様相談室
☎(087)804-0508

献血のお知らせ

つなげよう 心と命 献血で

～献血の小さな勇気が命を救う～

輸血に必要な血液は、皆さまの善意の献血に支えられています。

患者さんに血液を安定的に届けられるよう、ご協力を願います。



開催日	場所	受付時間
6月	17日(金)	寒川庁舎 12:30～16:30
	23日(木)	本庁舎附属棟 9:30～11:30 12:30～16:00

- ※400ml献血のみ、お願いしています。
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施状況に変更がある場合があります。

【問】国保・健康課(健康係) ☎(0879)26-9908

日本年金機構からのお知らせ 国民年金保険料の免除期間・ 納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等期間の保険料については10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。

追納のお申し込みを希望される方や相談については下記までご連絡ください。

【問】ねんきん加入者ダイヤル ☎(0570)003-004
高松東年金事務所 ☎(087)861-3866